

2 答申第 2 号

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

(健康福祉部保健所総務医薬課)

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 原 清 信

久留米市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

「久留米市情報公開条例に係る審査請求に関する諮問について」 (令和 2 年 7 月 2 2 日付
け 2 総医第 2 1 8 4 号) による下記の諮問について、久留米市情報公開条例 (平成 1 3 年久
留米市条例第 2 4 号) 第 2 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

令和 2 年 6 月 2 2 日付 け 2 総医第 1 8 5 1 号の公文書部分開示決定に対する審査請求につ
いて

第1 審査会の結論

久留米市長（健康福祉部保健所総務医薬課。以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定において、別表に掲げる部分はこれを取り消して開示すべきであり、その余の部分については不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和 2年 5月 25日	実施機関にて公文書開示請求書を受付
令和 2年 6月 22日	公文書部分開示決定
令和 2年 7月 10日	審査請求人からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

(1)新型コロナウイルス死亡者に関する情報（年齢、行動履歴及び居住市町村（政令指定都市の区を特定する情報を含む）、基礎疾患）及び(2)新型コロナウイルス感染者の行動履歴及び居住市町村（政令指定都市の区を特定する情報を含む）、年齢についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、令和2年6月22日付けで実施機関がした公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件開示請求に係る情報については、個人の特定に繋がらないため、会社名を除き開示すべきものである。
- (2) 行動履歴については、感染リスクのある場所を早期に告知することが感染症の拡大の予防に不可欠であるため、公益裁量により開示すべきものである。
- (3) 死亡者に関する情報と感染者に関する情報を区分して開示請求している以上、本件開示請求が死亡者について特定して開示するよう求めていることは明らかであるから、これらを区分して回答できないのであればその理由を明確にする必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 処分理由の説明（弁明の理由）

(1) 疫学調査について

ア 本件開示請求に係る情報は、実施機関が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条第1項の規定に基づく調査（以下「疫学調査」という。）により、感染症患者等から徴取したものである。

イ 同条第6項は、この疫学調査について、「第1項又は第2項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。」と努力義務を規定し、新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者に任意の協力を求めており、疫学調査に協力しない場合の罰則は規定されていない。

ウ 疫学調査に当たっては、感染症の感染経路、接触者等を明らかにして対策をとることが感染症の拡大防止にとって重要であること、またそのために感染症患者からの情報提供が不可欠であることを説明し、その重要性を理解してもらったうえで、任意の情報提供を受けている。その際、法の要請に基づき情報を公表することがあることも併せて説明するが、情報の公表に当たっては個人が特定されないよう配慮すること、また感染防止に資する限度において公表を行う旨を説明し、同意を得た上で調査を実施している。

(2) 公表の基本的な考え方について

ア 疫学調査により提供してもらった情報は、年齢、性別、行動歴、交友関係、家族構成、嗜好等の典型的な個人情報に当たり、本来不開示とされるべきものである。一方で、感染症法第16条は、感染症予防のために、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報、当該感染症及び治療に必要な情報を積極的に公表しなければならないと定めているが、当該情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないとしている。

イ これを受けて、本市においては、公表は感染症のまん延を防止し、感染症による

健康リスクや社会に与える影響を最小限とすることを目的として行うこと並びに公表に当たっては、個人情報及び感染症患者が差別・偏見の対象とならないように人権に配慮することを基本的な考え方として、個別の事例ごとに検討を行ったうえで、感染症法第16条に基づき感染拡大予防に必要な範囲内で公表を行っている。具体的には、①性別・年代、②居住地（市町村まで）、③職業、④海外渡航歴の有無等、⑤症状・経過、⑥行動歴を公表している。

①から③については定型的に公表しているが、③については本人意向により公表しない場合もある。④及び⑤については原則公表している。⑥については、公表する内容によっては個人の特定や人権侵害につながる恐れ、利用した店舗や施設等への風評被害が生じる恐れがあるため、公表によって感染拡大予防を図る必要性（公益）と比較衡量のうえで、個別に検討・判断している。その際、感染源への注意喚起を促す必要の有無、不特定多数者との接触があったか否か、疫学調査によるその接触者の特定の可能性の有無等を判断基準としている。

(3) 部分開示としたことについて

本件処分においては、上記考え方にに基づき、感染者について既に公となっている内容を開示したものである。

また、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第7条第7号該当を不開示の理由の一つにしたのは、上記(1)ウで述べたとおり、行動歴等の個人情報が無限定に公開されないという条件のもとに任意提供された情報だからである。

なお、審査請求人のいう「公益裁量」は、公表上の理由による裁量的開示について述べていると思われるが、仮に個人情報の保護に優越する公益（人の生命、健康、生活又は財産）を保護するための開示を求めていると解するのならば、上記のとおり個別の事例ごとに検討を行い公表の必要性を判断しているものであるから、その指摘はあたらないと考える。

(4) 死亡者に関する情報を区別しないことについて

死亡者の情報については、当該感染症が死に至らしめる可能性があるという事実をもって注意喚起を促すという一定の予防効果は認められるものの、感染症の拡大予防の必要性は相対的に低いものと考えられる。

また、死亡者の尊厳や遺族感情も保護されるべきであり、様々な類推、誹謗中傷、

偏見の対象となることを防ぐ必要がある。既に公表されている行動歴等と死亡した事実をもって死亡した感染者が特定され、不当に差別される恐れなどがあることから、本市における死亡事例の公表は、当該死亡者が感染症患者の何例目に該当するかを明示せずに行っている。よって、本件処分においても、死亡者と感染症患者に係る情報について、区別をせずに開示したものである。

- (5) 以上のとおり、審査請求人が求める情報は、条例が規定する不開示情報であり、審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

- 1 本件は、(1)新型コロナウイルス死亡者に関する情報（年齢、行動履歴及び居住市町村、基礎疾患）及び(2)新型コロナウイルス感染者の行動履歴及び居住市町村、年齢についての開示請求に対しなされた、実施機関による公文書部分開示決定に対し、審査請求人により審査請求がなされた事案である。当審査会において、インカメラ審理の権限を行使し、実施機関が開示した新型コロナウイルス感染症（擬似症患者を含む。以下同じ。）基本情報・臨床情報調査票及び新型コロナウイルス疫学調査票（以下「本件対象文書」という。）を見分した上で審議した。
- 2 情報公開条例第7条第1号は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、原則として不開示とすることを定めている。

当該個人に関する情報には、生存する個人のほか、死亡した個人に関する情報も含まれ、人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報をいうと解されており、また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えばカルテ等のように個人の人格と密接に関連する情報をいうと解されている（久留米市 情報公開の手引き）。

- 3 前記のとおり、審査請求人は、本件開示請求に係る情報は個人の特定に繋がらないため、会社名を除き開示すべきと主張する。

しかしながら、当該情報自体からは特定の個人を識別することができないとしても、

既に開示されている情報に加え、一般的に入手し得る情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性が認められる。

加えて、基礎疾患に関する情報については、それ自体個人の人格と密接に関連する情報であるから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが認められる。

したがって、本件開示請求に係る情報は、情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」に該当し、原則として不開示情報であるといえる。

- 4 ただし、情報公開条例第7条第1号ただし書アは、不開示情報であっても、既に公にされている情報は例外的に開示することを定めている。

そこで、当審査会において、感染症法第16条により既に公になった情報が開示されているかについて確認を行った。

その結果、別表に掲げる情報については既に公になっているにもかかわらず開示されていなかったため、当該情報については、情報公開条例第7条第1号ただし書アにより開示すべきである。

その余については、例外的に開示すべき情報は認められなかった。

- 5 もっとも、審査請求人は、行動履歴等について公益的裁量開示が適用されるべきであると主張するため、この点について検討するに、情報公開条例第10条は、同条例第7条各号により開示が禁止される情報について、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができる旨を定めたものであって、同条の規定に基づいて開示するかしないかは、実施機関の裁量にゆだねられているものである。

したがって、同条の規定に基づいて開示しなかったことが違法となるのは、当該実施機関が、与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、実施機関は、前記第4・2(2)イに記載した基本的な考え方に基づき、個別の事例ごとに検討を行ったうえで、性別・年代及び居住地（市町村まで）については定型的に、職業については本人が拒否の意向を示さないかぎり、海外渡航歴の有無等及び症状・経過については原則として、それぞれ公表している。また、行動歴については、不特定多数者と接触があったか否か等、感染源への注意喚起を促す必要性の有無を判断基準としながら、公表によって感染拡大予防を図る必要性（公益）と比較衡量の上で個別に検討・判断していることが認められる。

このような実施機関の判断に裁量権の逸脱があったとは言えず、本件処分が情報公開条例第10条に反する違法な処分であるとは認められない。

6 次に、死亡者に関する情報と感染者に関する情報を区分して開示しないことの違法性・妥当性について検討するに、死亡者であっても、情報公開条例第7条第1号に定める個人に関する情報として保護されるべきであるところ、死亡者に関する情報と感染者に関する情報を区分して開示した場合、死亡者の数が限られていることから、一般的に入手し得る他の情報と照合することにより、より個人を特定しやすくなる恐れがある。

したがって、生存者・死亡者の区別をせずに開示した実施機関の判断は妥当である。

7 以上のとおり、第4項で指摘した別表に掲げる情報に関する部分を除き、本件処分に違法・不当な点は認められないことから、その余の実施機関の主張については検討するまでもなく、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
令和 2年 7月 22日	実施機関から当審査会に諮問
令和 2年 8月 17日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
令和 2年 9月 2日 (第2回審査会)	審議
令和 2年 9月 18日 (第3回審査会)	審議
令和 2年 10月 13日 (第4回審査会)	審議
令和 2年 11月 10日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役職名	氏名
会長	小原 清信
会長職務代理	角 倉 潔
委員	相 澤 直子
委員	由 良 清香
委員	堀 田 富子
委員	西 野 恵子
委員	山 田 三男

別表 開示すべき部分

	対象公文書	対象項目	開示すべき部分
患者2例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		31 診断前の臨床経過・治療内容・その他特記事項	患者が医療機関を受診したという事実 抗生剤の処方も改善しなかったという情報
		33 胸部X線	胸部X線を受けたという事実とその所見
	患者行動調査票(接触者)	同居者以外の者との接触状況	患者が医療機関を受診したという事実
患者3例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者4例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		臨床経過等 枠外	患者が医療機関を受診したという事実
患者5例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者6例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者7例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者10例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		25 勤務先/学校名	患者の職業

患者 13 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
	患者行動調査票(接触者)	同居者以外の者との接触状況	患者が医療機関を受診したという事実
	患者の接触者リスト	枠外	患者に同居者がいるという情報
患者 14 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
	患者行動調査票(感染源)	枠外	渡航歴がないという情報
患者 16 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 18 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		25 勤務先/学校名	患者の職業
	患者行動調査票(接触者)	同居者以外の者との接触状況	患者が医療機関を受診したという事実 患者の行動状況
患者 19 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 20 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		枠外	患者が医療機関を受診したという事実
	患者行動調査票(接触者)	枠外	患者に同居者がいるという情報
		枠外	患者の出勤状況に関する情報
		枠外	患者の出勤状況に関する情報
患者の接触者リスト	枠外	患者に同居者がいるという情報	
患者 28 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
	患者行動調査票(接触者)	同居者以外の者との接触状況	患者の出勤状況に関する情報
患者 29 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 30 例目	基本情報・臨床情報調査票	22 患者住所	患者が久留米市に居住しているという情報
		25 職業・業種・学校(幼稚園・保育園等を含む)等	患者の職業

		25 最終勤務・出席(勤)日	患者の出勤状況に関する情報
患者 32 例目	疫学調査票	自由記載	患者の症状
患者 33 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
		患者情報 同居	患者に同居者がいるという情報
	行動票	日付	行動票中の日付
患者 34 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
		患者情報 同居	患者に同居者がいるという情報
患者 36 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
		患者情報 同居	患者に同居者がいるという情報
患者 37 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
	健康観察対象者一覧	備考	患者に同居者がいるという情報
患者 38 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 39 例目	疫学調査票	所属情報(学校・職業等) 業務内容(本人・職場)	患者の出勤状況に関する情報
		所属情報(学校・職業等) 自由記載	患者の出勤状況に関する情報
患者 40 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 41 例目	健康観察対象者一覧	接触状況	患者に同居者がいるという情報
患者 42 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 43 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
患者 44 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
	行動票	枠外	患者の症状
患者 45 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報
	行動票	行動状況	患者の行動状況
患者 46 例目	疫学調査票	自由記載	患者が久留米市に居住しているという情報